

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 加藤紫帆

論 文 題 目 国境を越えた文化財の不正取引に対する抵触法的対応—グローバル・ガバナンスのための抵触法を目指して—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑 郁

名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I 審査論文の概要

1 本論文の位置づけ

本論文は、グローバル・ガバナンスのために抵触法に何が出来るのか、という問題意識の下、文化財の越境的な不正取引という具体的問題を題材として、抵触法の目指すべき方向とその可能性を具体的に示そうとした意欲的な論文である。

所謂経済・社会のグローバル化の進展に伴い、国際法・国内法の区別、また公法・私法の区別を前提とし、各国実質法からの中立を謳った伝統的抵触法体系（所謂サヴィニー型抵触法体系）の問題や限界が指摘され、近時、グローバル化への対応を目指した新たなアプローチが幾つか提唱されている。だが、それらの新たな見解は、抵触法が今後目指すべき方向性を一般的・抽象的に指し示すに留まっており、個別問題について具体的な判断枠組を示すには至っていない。とりわけ、グローバルな問題ではあるが世界的レベルではコンセンサスが形成されていない問題についてどのように対応すべきかという点については、これまでのところ十分に議論もなされていない。

本論文は、グローバル化への対応を目指す上述の新たなアプローチと問題意識を共有した上で、文化財の不正取引という、グローバルな問題であり国際的枠組が形成されつつあるものの必ずしも世界的なレベルでコンセンサスが得られているとまでは言い難い問題について、国際民事紛争において抵触法が採るべき具体的判断枠組を示そうと試みたものであり、グローバル化への抵触法的対応という課題にケース・スタディーを通じて貢献するものであると位置付けられる。

2 本論文の構成

本論文は、由来する国（由来国）から流出した文化財につき、当該文化財の所在地国裁判所において、本来の所有者（①私人、又は、②国家）により、その返還が求められる場合、及び、③由来国の文化財不正流通規制上の保護を受ける文化財に関わる私人間の契約が同規制上の取引譲渡等の制限規定に反するとして、私人間において当該契約の無効が争われる場合の3つの場合を念頭に検討を行っている。本論文の構成は以下の通りである。

先ず、第I部（文化財の不正流通規制）では、第II部（抵触法）における検討の出発点を明確にするため、文化財不正流通規制に関する各国法の現状が分析された上で（第1章）、国際レベルでの対応の実態の確認とその実効性についての分析が行われる（第2章）。そして、これらの分析を通じた結論として、文化財に関する私法上の所有権に対し厳格な公法的規制を行う国々と、取引に関する利益の尊重という観点から緩やかな規制しか行わない国々が存在すること、また、そのような文化財の「産出国・輸出国」と「市場国・輸入国」との間で、文化財に関するイデオロギーの対立（保護主義対自由市場主義）が存在していること、さらに、これに対して、近時、文化財の不正取引に関する犯罪社会学研究等を通じてその市場の不透明性や特殊性が明らかになるにつれ、経済学的な観点から、市場における需要減少を重

視することが鍵であると考え新たな立場が登場していることが示される。

次に、第 II 部（抵触法）では、諸外国における抵触法上の裁判例・立法・学説上の議論が整理・分析された上で（第 3 章）、グローバル・ガバナンスのために抵触法を活用すべきであるという近時の主張の適否についての考察がなされ、それを踏まえて、国際民事紛争における外国の文化財不正流通規制の具体的処理方法について検討がなされる（第 4 章）。

第 3 章では、諸外国における裁判例等の分析から、3 つの問題が伝統的な抵触法理論・方法に対して提起されていることが確認される。すなわち、①準拠法選択における所在地法主義対由来国法主義、②外国国家等自身による外国公法に基づく請求の審理可能性、及び、③私人間契約への文化財不正流通規制の影響という 3 つである。

続く第 4 章では、具体的検討の前提として、グローバル化の下で抵触法が目指すべき基本的な方向性についての考察が示される（第 1 節）。その上で、国境を越えた文化財の不正取引という具体的事例における抵触法的対応のあり方が検討される（第 2 節）。

第 1 節では、抵触法をグローバル社会における規範抵触の調整に関するシステムとして捉える（＝「グローバル・ガバナンスのための抵触法」）代表的な見解（R. Wai, A. Mills, H. Muir Watt, R. Michaels）が分析された上で、これらの見解が、普遍主義的観点の位置付け、及び、抵触法における実質法的価値・政策の位置付けを巡って対立していることが指摘され、これらの点についての検討がなされる。著者の主張は以下の 3 点に集約される。

第一に、現代国際社会の構造変化に従い、従来抵触法上重要視されてきた私的利益の地位を問い直す必要が生じていることや、国家法秩序以外についても異なる法秩序に属する規範の抵触を調整する必要性が存在することから、抵触法は、グローバル規模での経済・社会の統御機能を果たしていくべきであると主張される（グローバル・ガバナンスのための抵触法）。

第二に、普遍主義的観点の位置付けという点については、確かに抵触法が目指すべき方向性を普遍主義的観点から定めることは重要ではあるものの、具体的な抵触法規則のあり方を巡っては、法秩序の多元性に鑑み、各法秩序固有の観点が介入する余地が認められるべきであるとされる。

第三に、抵触法における実質法的価値・政策の位置付けという点については、抵触法が目指すべき方向性として特定の実質法的価値・政策を掲げることは、政治的抵触を法的に解決可能なものとする法の技術性という利点を奪うものであることから採用出来ないとされた上で、抵触法が目指すべき目標として規制的権威の適切な調整といった、実質法的価値・政策から距離を置いた目標を掲げるべきであるとされる。但し、この「適切」性の内容を定める際には、問題領域毎に規制的権威の間で共有される共通価値ないし一定の普遍性を有する実質法的価値を探求する必要があると主張される。

第 2 節では、国境を越えた文化財の不正取引に関する抵触法的対応についての検討がなされる。そこでは、抵触法上、文化財取引という問題領域において共有される共通価値として、「クリーンな古美術品・美術品市場の形成」が指摘され、この観点から文化財取引を巡る規制的権威の調整がなされるべきであると主張される。そして、具体的な法秩序の一つとして

の我が国の抵触法上の解釈論として、以下のような具体的処理方法が提唱される。

第一に、文化財の返還請求が問題となる場合については、外国公法等の適用一般と同様、一定の手続的な要件が充足されれば、由来国の文化財不正流通規制の効力が承認されるべきであるとされる。とりわけ、現在の占有者である被告が古美術品・美術品市場の主要な市場参加者（古美術商・美術品商や、個人又は組織的な収集家、オークション・ハウス、博物館・美術館）である場合には、クリーンな古美術品・美術品市場の形成という観点から、彼らによる不正取引文化財の善意取得を容易に認めないために、当該規制の物権的効力を彼らの物権関係についてまで例外的に及ぼすべきであると主張される。

第二に、由来国自身による文化財不正流通規制に基づく返還請求については、「私法的法律関係に関する請求」として性質決定される限りで許容されるべきであるとされる。そして、ここでもクリーンな古美術品・美術品市場という観点から、新たな発掘物について国家所有権を付与する立法を根拠とする返還請求のみを私法的法律関係に関する請求として許容することが適切であると主張される。

最後に、私人間での契約紛争等において外国の文化財不正流通規制の効力が問題となる場合に関しては、由来国の文化財の返還請求が問題となる第一の場合と同様に考えるべきであると主張される。

II 評価

1 学問的寄与

本論文の学問的貢献は非常に大きいと評価出来る。評価すべき点として、具体的には、以下の2点が指摘出来る。

第一に、国境を越えた文化財の不正取引に対する抵触法的対応を包括的に検討している点が挙げられる。この問題は、近年国際的には活発に論じられているにも拘らず、我が国抵触法学においては、河野俊行教授による1993年の先駆的業績以降、全く顧みられて来なかった。本論文は、その後の国際条約等の発展や裁判例・学説に関する国際的動向の進展を踏まえ、この問題を扱った久々の大型論文であり、英独仏日語の資料を渉猟し国際的動向を網羅的に把握しており、また、それらの動向を踏まえ、抵触法上斬新で意義のある具体的処理方法を提言している。このように、本論文は、国境を越えた文化財の不正取引に対する抵触法的対応という問題に関する議論を大きく進めたということが出来る。

第二に、グローバル化に対する抵触法の対応という点についての貢献が指摘出来る。前述の通り、近時、「グローバル・ガバナンスのための抵触法」という用語で一括出来る新たなアプローチが世界的に提唱されているが、そこでは、普遍的視点と国家的視点との関係、また、抵触法における実質法的価値・政策の位置付けといった重要な課題が未だ残されたままとなっており、また、それらの見解は、抵触法が今後目指すべき一般的な方向性を示すに留まっており、個々の問題領域において具体的にどのような処理枠組を示すべきなのかという点についての検討は未だなされてはいない。本論文は、上述の理論的課題について、検討の上

定の見解を示しつつ、文化財の不正取引を例として、グローバル・ガバナンスのために抵触法が果たす役割の可能性を具体的に示しており、グローバル化に対する抵触法上の対応といった理論的で重要な問題を深く掘り下げた先駆的業績の一つとすることが出来る。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

とはいえ、本論文については、以下のような問題点が指摘出来る。

第一に、ユネスコ条約を巡る議論を通じて把握される「国家保護主義アプローチ」と「自由主義的アプローチ」という対立軸は、やや単純化・図式化され過ぎているように見受けられ、十分に説得的であったとは言えない。この点については、さらに掘り下げて検討がなされるべきであった。

第二に、具体的判断枠組において要となる「クリーンな古美術品・美術品市場の形成」の意味内容が、必ずしも十分に明らかとは言い難い。この点については、さらに丁寧な説明が求められるところであった。

第三に、「グローバル・ガバナンスのための抵触法」という主張については、従来の議論のレビュー及びそれへのコミットメントを述べるに留まっている。この点については、本来は、歴史的考察を踏まえた本格的検討が必要であっただろう。

だが、これらの点は、本論文に対する上述の評価を覆す程のものではなく、これらの点を考慮しても猶、本論文は、国内的にも国際的にも重要な学問的貢献をなすものとして非常に高く評価出来る。

III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。